

## むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱

平成元年7月31日制定  
平成元年10月17日一部改正  
平成3年5月27日一部改正  
平成12年9月7日一部改正  
平成17年10月3日一部改正  
平成18年6月23日一部改正  
平成21年2月24日一部改正  
平成22年2月23日一部改正  
平成26年3月7日一部改正  
平成30年2月28日一部改正  
令和2年2月27日一部改正  
令和4年3月1日一部改正  
令和5年2月27日一部改正  
令和6年4月1日一部改正  
令和8年2月26日一部改正

### (通 則)

第1条 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団定款第4条第1号に規定する事業のむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団は、むつ小川原開発地域若しくは同地域と密接な関係を有する周辺地域の市町村、産業団体、地域団体等又は全県的組織の産業団体、地域団体等（以下「開発地域関連団体」という。）が次の各号に掲げる事業を実施するのに要する経費又は開発地域関連団体（市町村を除く）が実施する次に掲げる事業に要する経費について県若しくは市町村が補助するのに要する経費について、予算の範囲内において、県及び開発地域関連団体に対し助成金を交付する。

- 一 むつ小川原開発地域内の市町村で組織する団体が、地域の産業活性化のために実

## 施する事業

- 二 六ヶ所村内において、同村又は同村の産業団体、地域団体等で組織する団体が同村の活性化対策の一環として取り組む街づくり推進のために実施する事業
- 三 開発地域関連団体（前二号に掲げる団体を除く）が実施する地域振興、産業振興に係る次に掲げる事業
  - ア 人材の企業派遣、講師の招へいなど地域活性化に貢献できる優れた人材の育成、確保に関する事業
  - イ 産業振興上必要な栽培、採集、加工などの技術の開発、改良に関する事業
  - ウ 歴史的遺産、郷土料理などの地域資源の発掘とその活用による商品開発・企業化に関する事業
  - エ 市場調査、PR活動など地域特産物の需要拡大、販路の開拓・拡大に関する事業
  - オ 企業誘致戦略の立案及びそれに基づく企業誘致活動に関する事業
  - カ 広域的観光ルート開発、観光客の受入れ体制の整備など観光開発に関する事業
  - キ 国内外のスポーツ、文化交流に関する事業
  - ク その他、地域の活性化及び産業の育成・近代化に寄与する事業

## （交付の申請）

- 第3条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から4月20日までの間に第1号様式による申請書を公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。
- 2 第1項の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## （交付の決定）

- 第4条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の額を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の事業項目の新設等事業内容を変更しようとする場合、又は助成金の交付の決定に係る事業（以下「間接助成事業」という。）を行う者（以下「間接助成事業者」という。）が間接助成事業の事業項目の新設等事業内容を変更しようとする場合には、変更承認申請書（第2号様式）を理事長に提出し、その承認を受けること。ただし、前条で決定した助成金の交付額の総額の30パーセント以内の増減又は事業項目毎の助成金の交付額の30パーセントを超えない額の範囲内における相互の額の変更の場合は、この限りでない。
- 二 助成事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接助成事業者が間接助成事業を中止し、若しくは廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出してその承認を受けること。
- 三 助成事業若しくは間接助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業若しくは間接助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告すること。
- 四 助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- 五 間接助成事業者に対し、間接助成事業の状況、間接助成事業の経費の収支その他間接助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを間接助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管させること。
- 六 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を理事長が別に定める期間を経過するまでの間、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しないこと。ただし、理事長の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 七 間接助成事業者に対し、間接助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を理事長が別に定める期間を経過するまでの間、助成金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸し付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、理事長の承認を受けた場合はこの限りでない。

八 間接助成事業者に対して助成する場合において、この要綱並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他これに基づく理事長の命令等を遵守するために必要な条件を付すること。

九 助成事業者は、事業実施年度における9月末現在の実施状況を記載した事業実施状況報告書（第4号様式）を、当該年度の10月15日までに、理事長に提出すること。

十 助成事業者は、公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団が行う調査に協力すること。

2 理事長は前項に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するため、必要がある場合は、助成事業の完了後に取組状況の報告を求めることができる。

（決定の通知）

第6条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定による通知を受けたものであって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるものは、理事長の定める期日までに、書面により助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、第5号様式による助成事業実績報告書を当該助成事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は助成金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じておこなう現地調査等により実績確認を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第6号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき、又は助成金を助成事業以外の用途に使用したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

2 理事長は、間接助成事業者が間接助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき、又は間接助成金を間接助成事業以外の用途に使用したときは、助成事業者に対し、当該間接助成金に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 理事長は、その他助成金を交付することが適当でないとき認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(助成金等の返還)

第12条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成元年8月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度予算に係る助成金については、第3条中「毎年4月1日から4月15日まで」とあるのを「平成元年10月1日から平成元年10月15日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月24日から施行する。
- 2 平成20年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月23日から施行する。
- 2 平成21年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月7日から施行する。
- 2 平成25年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月27日から施行する。
- 2 令和元年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 令和3年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

2 令和4年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

2 令和7年度実施事業については、なお、従前のままとする。